

# 茅ヶ崎市危機管理指針

平成28年10月

茅ヶ崎市

# 目 次

## 第1章 総則

第1節	目的	3
第2節	茅ヶ崎市危機管理指針の位置付け	3
第3節	定義	3
第1	危機	3
(1)	災害	4
(2)	武力攻撃事態等及び緊急対処事態	4
(3)	緊急事態等	4
第2	危機管理	5
第4節	市の責務	5
第1	基本的責務	5
第2	計画と実施	6
第3	職員の責務	6

## 第2章 危機管理体制

第1節	危機管理の推進体制	7
第1	危機管理監	7
第2	危機管理統括責任者	7
第3	危機管理責任者	7
第4	危機管理所管課長	7
第5	危機管理体制の整備及び推進	7
(1)	対策検討会議	7
(2)	対策検討課長会議	8
第6	危機管理体制の充実・強化	8
第2節	平素・危機発生前の体制	8
第3節	危機発生時の体制	8

## 第3章 危機事態への対処

第1節	危機管理の基本的な考え方	11
第2節	事前対策	11

第1	事前対策の基本的な考え方	11
第2	危機に関する調査・研究	11
第3	危機管理対応マニュアル等の作成	11
第4	点検・確認の実施	11
第5	訓練・研修等の実施	11
第6	関係機関等との連携強化	12
第7	市民等への情報提供	12
第3節	応急対策	12
第1	応急対策の基本的な考え方	12
第2	危機発生時の組織体制	12
第3	危機情報の収集及び伝達	12
第4	対応レベルの設定及び対応体制	12
第5	活動方針の決定	13
第6	関係機関等と連携した応急対策の実施	13
第7	県及び他自治体等への応援要請	13
第8	広報の実施	13
第4節	事後対策	13
第1	事後対策の基本的な考え方	13
第2	市民生活の安定・復旧	13
第3	再発防止	13
第4	検証	14
<b>第4章 計画の策定</b>		
第1節	地域防災計画	15
第2節	国民保護計画	15
第3節	その他個別計画	15
様式1		17

# 第1章 総 則

## 第1節 目的

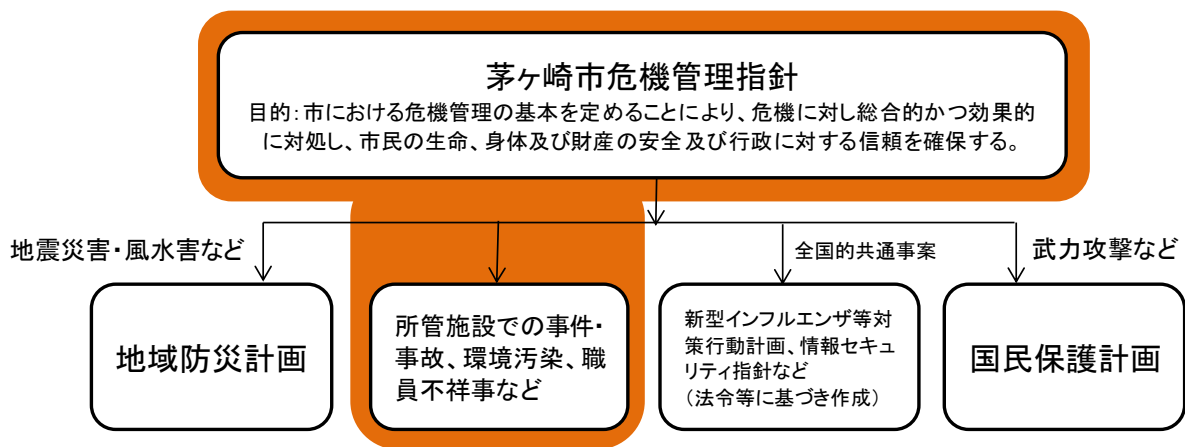
茅ヶ崎市危機管理指針（以下「指針」という。）は、茅ヶ崎市（以下「市」という。）における危機管理にかかる統一的な基本的事項を定め、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心並びに行政に対する信頼を確保することを目的とする。

## 第2節 茅ヶ崎市危機管理指針の位置付け

指針は、市内におけるあらゆる危機事態に対する統一的な考え方や基本的ルールを示すものであることから、以下のとおり「茅ヶ崎市地域防災計画」、「茅ヶ崎市国民保護計画」、法令等により作成が義務付けられている計画等、その他の危機事態に対する個別の対処計画等（指定管理者等が作成するものを含む）の体系上の上位に位置し、これら個別の対処計画は、指針を踏まえるものとする。

また、危機管理対応マニュアルが未作成の事態（想定外の事態）が発生した場合には、指針に沿って対処を行う。

図1 「茅ヶ崎市危機管理指針の位置付け」



## 第3節 定義

### 第1 危機

「危機」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態又は行政に対する信頼を損なう事態をいう。

指針においては、「災害」及び「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」並びに「緊急事態等」を対象とする事象として定義する。

### (1) 災害

「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

### (2) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態

「武力攻撃事態等」とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2項及び第3項に規定する「武力攻撃事態」（武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）及び「武力攻撃予測事態」（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）等をいう。

また、「緊急対処事態」とは、同法第22条第1項に規定する事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）をいう。

### (3) 緊急事態等

「緊急事態等」とは、災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の危機で、市民生活の安全及び安心に重大な影響を及ぼす事態及び行政の信頼を損なう事態をいう。緊急事態等の例は表1のとおりである。

表1 「緊急事態等の例」

分野		内容
1	テロ等	要人等への危害
		犯罪の発生
		テロの発生
2	個人情報	個人情報・保護情報の漏洩
3	情報漏洩	入札の事前情報や採用試験の事前問題などの機密情報の漏洩
4	情報システム	情報セキュリティに関する事件・事故
		コンピュータシステムの停止、障害
5	園児・児童	保育所・児童クラブ等での事件・事故
		保育所・児童クラブ等での園児・児童への危害・攻撃
		保育所・児童クラブ等での食中毒の発生
6	食中毒・感染症	食中毒、感染症、BSE等の発生
		所管施設等での食中毒、感染症等の発生

7	環境	環境汚染
		廃棄物の不法投棄
		野生鳥獣、危険動物による事件・事故
8	公園・道路・下水道施設・ ごみ処理施設	公園等での事件・事故
		道路、河川での事故・障害
		下水道施設の機能停止、障害
		ごみ処理施設の事故・障害
		水質異常事故
		漏水事故
		異常濁水
9	医療	医療事故、院内感染
10	教育	教育施設での事件・事故
		児童・生徒への危害・攻撃
		学校での食中毒の発生
11	その他	不当要求行為
		職員の事故・不祥事
		盗難、紛失
		企業倒産、大量失業、金融危機等 ※
		市有財産の侵害・契約業務にかかる問題
		所管施設での事件・事故
		イベント開催時の事件・事故
		毒物、劇物による事件・事故

※ 市が主体的に対応出来ない事態の場合には、国・県の対応方針に基づき、市として必要な対策を講じる。

## 第2 危機管理

「危機管理」とは、危機から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心並びに行政に対する信頼を確保することを目的として、危機の発生を予測・予知し、その危機を未然防止、回避又は被害の軽減を図ることにより危機を收拾し、同様の危機の再発防止に取り組むことをいう。

## 第4節 市の責務

### 第1 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の自治体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機にかかる対

策を総合的に推進する責務を有する。

## **第2 計画と実施**

市は、国、県、他の自治体、その他の関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画及び指針に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施にあたって必要な細部計画を策定し、これを適切に実施することにより、危機管理の目的を達成する。

## **第3 職員の責務**

職員は、常に危機管理に関する知識・技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに対策に関する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を有する。

## 第2章 危機管理体制

### 第1節 危機管理の推進体制

#### 第1 危機管理監

危機管理監は、危機管理所管の副市長をもって充て、市長を補佐し、全庁的かつ総合的に危機管理を統括する。

副危機管理監は、他の副市長をもって充て、危機管理監を補佐し、危機管理監に事故があるとき又は危機管理監が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第2 危機管理統括責任者

危機管理統括責任者は、各部局長をもって充て、危機管理監を補佐するとともに、各部局の危機管理責任者を統括する。

危機管理統括責任者は、部局における危機管理体制の整備及び部局が所管する危機への適切な対応及び危機管理監等への報告を行う。

#### 第3 危機管理責任者

危機管理責任者は、各課かい長をもって充て、平常時から危機事態に関する情報の収集に努めるとともに、市民、事業者及び関係機関等との窓口になるなど、横断的な連携を図り、各課かいにおける危機管理の推進役を担う。

#### 第4 危機管理所管課長

危機管理所管課長は、危機管理を円滑に進めるために、危機にかかる情報を集約し、関係部局間の調整等に当たるとともに、各部局に対して助言及び協力を行う。

また、平常時から全市的な危機にかかる体制の整備を進め、適切な進行管理を行う。

#### 第5 危機管理体制の整備及び推進

市は、危機管理にかかる対策の検討及び連絡調整を行うため、「茅ヶ崎市危機管理対策検討会議」（以下「対策検討会議」という。）及び「茅ヶ崎市危機管理対策検討課長会議」（以下「対策検討課長会議」という。）を設置し、指針の策定及び修正を行うとともに、危機事案に対して、事態の特徴を踏まえた迅速かつ組織的な対応を行い、また、再発防止に取り組む。

##### （1）対策検討会議

対策検討会議は、危機発生時に全庁的な対応にかかる総合調整及び決定等を行うほか、平常時において危機管理にかかる対策の検討及び連絡調整、指針の策定及び修正を行う。

対策検討会議は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織し、委員長は市長、副委員長は副市長及び教育長、委員は別表1に掲げる職にある者をもって充てるものとする。



## 別表 1

総務部長 企画部長 財務部長 市民安全部長 経済部長 文化生涯学習部長  
保健福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長  
病院長 病院事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長  
監査事務局長 教育委員会教育総務部長 教育委員会教育推進部長  
教育委員会教育指導担当部長

### (2) 対策検討課長会議

対策検討課長会議は、対策検討会議の下部組織として、対策検討会議で検討する課題の事前検討、協議、調整等を行うとともに、危機発生時には情報収集、提供等を行う。

対策検討課長会議は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は市民安全部長、委員は別表2に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

## 別表 2

行政総務課長 企画経営課長 秘書広報課長 財政課長 防災対策課長 産業振興課長  
文化生涯学習課長 保健福祉課長 子育て支援課長 環境政策課長 都市計画課長  
建設総務課長 下水道河川総務課長 病院総務課長 消防総務課長 会計課長  
議会事務局次長 選挙管理委員会事務局次長 監査事務局次長 農業委員会事務局長  
教育総務課長 教育政策課長

## 第6 危機管理体制の充実・強化

市は、社会情勢の変化等に伴う危機事象に即し、近年、防災行政の範囲を越えた新たに発生する危機事象を常に意識し、必要に応じて指針の修正を行い、また、様々な危機事象に対し臨機応変で柔軟な対応が執れるよう、指針に基づく個別計画又は想定される危機にかかる対応マニュアル（以下「マニュアル等」という。）を整備し、危機管理体制の充実・強化を図る。

## 第2節 平素・危機発生前の体制

市は、「対策検討会議」及び「対策検討課長会議」を開催し、指針の策定及び修正を行うとともに、危機管理にかかる対策の検討及び連絡調整を行う。

## 第3節 危機発生時の体制

市は、「対策検討会議」及び「対策検討課長会議」を開催し、危機に対して、事態の特徴を踏まえた迅速かつ組織的な対応を行う。

危機が発生し、又は発生するおそれがある情報（以下「危機情報」という。）を入手した場合は、危機への対応を行うと同時に通常業務への支障を極力排除するため、危機の規模や被害状況等にかかわらず、図2のとおり「対応レベルの設定」に基づく体制で対応する。この際、状況の急変に伴い、あらかじめ設定したレベルから上位レベルに移行する場合がある。

なお、各レベルに応じた体制については、表2に示す体制とする。

また、事態の完全な収束により、それ以上の対策又は対応の必要がなくなると認められる場合には、各対応レベルの対応責任者の判断により、体制を解除する。

図2 「危機にかかる対応フロー図」

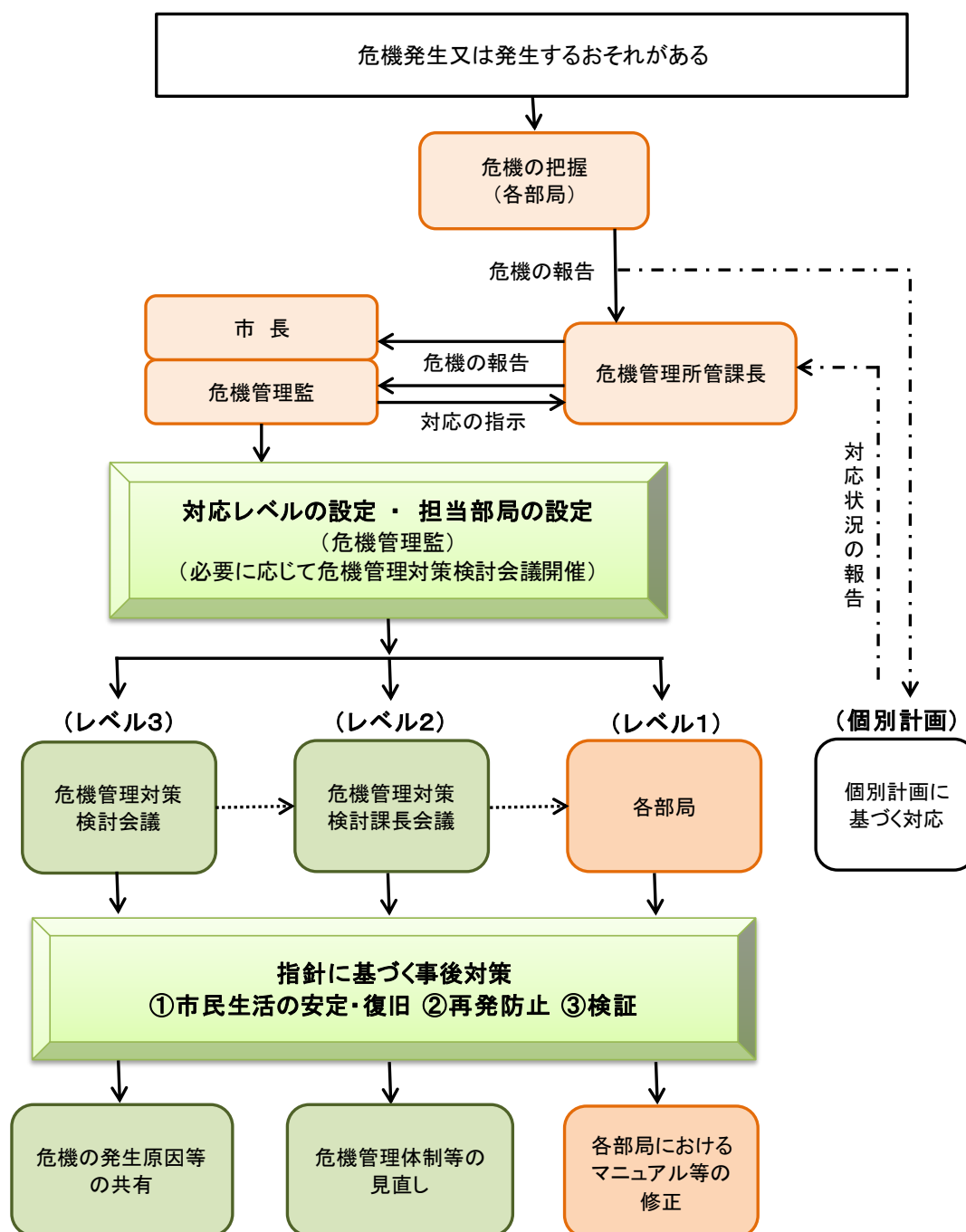


表2 「危機対応レベル及び対応体制」

対応レベル	危機事態	対応体制	対応責任者
レベル3	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が非常に大きく、全庁的な対応が必要な事態。	茅ヶ崎市危機管理 対策検討会議	市長
レベル2	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が大きく、複数の部局が連携して対応する必要がある事態。	茅ヶ崎市危機管理 対策検討課長会議	市民安全部長
レベル1	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が限定的で、被害が拡大する可能性がない事態。	各部局	危機管理統括責任者 (部局長)

## 第3章 危機事態への対処

### 第1節 危機管理の基本的な考え方

市は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、常に最悪の事態を想定して初動体制を整備し、危機による被害の拡大を防止する。

なお、法令等により計画等の作成が義務付けられている危機については、指針の基本的な考え方を踏まえ、当該計画等により対処する（地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、情報セキュリティ指針など）。また、法令等に義務付けられていないが、すでに対処方法等が定まっている危機事象についても、当該対処方法等により対処する。その他の危機については、指針に基づき対処する。

### 第2節 事前対策

#### 第1 事前対策の基本的な考え方

事前対策では、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期すよう努める。

#### 第2 危機に関する調査・研究

市は、平常時から危機発生に関する要因・危険度・被害などについて調査・研究を行い、危機に対する予防・被害の軽減などの対策に反映するものとする。

#### 第3 危機管理対応マニュアル等の作成

各課かい（危機管理責任者）は、想定できる危機事態に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するために、指針を踏まえて、想定する各危機事態に対応するマニュアル等を作成する。

作成したマニュアル等は、危機管理所管課長及び危機管理統括責任者に提出するものとし、マニュアル等の見直し、改訂を行った場合も同様とする。

#### 第4 点検・確認の実施

市は、所管業務や情報連絡及び緊急体制の点検・確認などを実施するとともに、重要な施設や設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるよう努める。

#### 第5 訓練・研修等の実施

市は、危機を想定した訓練や危機管理にかかる知識・技術を習得するための職員研修などを企画・立案し、積極的に取り組むとともに、各部局のマニュアル等の検証を行う。

また、市は、市民及び事業者が、平常時から様々な危機に備え、危機に際して自発的に行動し、地域の中で協力して被害を最小限にとどめる活動ができるよう、危機管理意識の向上及び危機管理に関する知識・技術の習得を目的とした研修会及び訓練等を企画・実施する際に協力する。

## 第6 関係機関等との連携強化

市は、危機発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化と推進に努める。

## 第7 市民等への情報提供

市民、関係機関等と行政が一体となって危機に備えることが重要であることから、市は、危機管理に関する知識・技術をはじめ、危機にかかる調査・研究の成果などの情報も積極的に提供し、市民等との情報共有に努める。

# 第3節 応急対策

## 第1 応急対策の基本的な考え方

危機発生時には、被害や影響を最小限に止めるための応急対策を実施する。応急対策では、本市組織の能力を最大限に活用し、市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に収拾するため、最善を尽くす。

## 第2 危機発生時の組織体制

市は、危機発生時、機動的かつ横断的に危機対応を行うため、迅速に対策検討会議開催の体制を整える。

## 第3 危機情報の収集及び伝達

各部局は、危機情報を入手した場合には、関係機関等と密接な連携を図り、迅速かつ正確に情報を収集し、様式1により危機管理所管課長に報告する。

なお、第1報については、様式1の内容にかかわらず、発生の事実を口頭により報告できるものとする。

危機管理所管課長は、収集した情報及び対応方針を、各部局と連携して危機管理監に報告するとともに、必要な指示を受けるものとする。

また、各部局及び危機管理所管課長は、必要に応じて危機情報の共有化を図る。

## 第4 対応レベルの設定及び対応体制

危機管理監は、危機情報を入手した場合には、その危機事態の規模及び影響等を勘案し、表2（第2章）に示すとおり対応レベル及び対応部局を設定する。なお、設定に際しては、必要に応じて対策検討会議を開催するよう市長に求める。

危機管理所管課長及び各部局は、設定された対応レベルに応じた体制により対応を行う。

ただし、個別の計画等がある場合は、それぞれの計画等に基づき対応する。

## 第5 活動方針の決定

表2に示す対応責任者は、迅速に必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な活動方針を決定する。また、これを周知徹底し、確実に応急対策を実施する。

## 第6 関係機関等と連携した応急対策の実施

市は、被害や影響を最小限に止めるために、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急医療・消火活動などの応急対策を実施し、事態を迅速に収拾する。

## 第7 県及び他自治体等への応援要請

市は、その危機の発生規模や被害状況により、必要と認められる場合には、所定の手続をもって、神奈川県及び他の自治体等から迅速な応援を得られるよう努める。

## 第8 広報の実施

市は、市民の心理的動揺及び不安感により生じる混乱を防ぐため、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報及び市の対処について、手段の有効性や影響力を考慮した上で、迅速かつ的確に提供する。また、情報内容はできる限りわかりやすく、市民の立場に立った情報となるよう努める。

# 第4節 事後対策

## 第1 事後対策の基本的な考え方

事後対策では、危機事態の収拾後には、市民生活の回復を図るための支援などを実施する。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

## 第2 市民生活の安定・復旧

危機の収束後には、市及び関係機関等は相互に協力して、被災者等の生活援護、地域経済の復興支援等を行い、市民の生活の早期回復に努める。

## 第3 再発防止

各部局は、危機の発生原因を究明し、実施した事前対策及び応急対策の内容について検証し、課題を整理した上で、再発防止策を検討・実施する。

また、市は、各部局で対応した危機事態について、発生原因、対処方法等について情報を共有し、危機に対する意識の向上に努める。

#### 第4 検証

市は、対策検討会議等を開催し、危機管理全体について総合的な検証を行うとともに危機管理指針の見直しを行う。

また、各部局は、予防及び被害の軽減などの改善策を明確にして、マニュアル等にこの検証結果を反映させる。

## 第4章 計画の策定

市は、「茅ヶ崎市地域防災計画」及び「茅ヶ崎市国民保護計画」並びにその他の個別計画を策定し、指針の目的を実現する。

### 第1節 地域防災計画

「茅ヶ崎市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、茅ヶ崎市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「茅ヶ崎市防災会議」が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害・特殊災害対策計画」及び「資料編」に区分し、三編で構成する。

### 第2節 国民保護計画

「茅ヶ崎市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び「神奈川県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に備えて策定する国民の保護のための措置の実施に関する計画で、「茅ヶ崎市国民保護協議会」に諮問した上で市が策定する計画である。

### 第3節 その他個別計画

市は、緊急事態等に対処するため、「茅ヶ崎市地域防災計画」及び「茅ヶ崎市国民保護計画」並びに法令等により計画等の作成が義務付けられている危機（新型インフルエンザ等対策行動計画、情報セキュリティ指針など）を除き、危機発生に備えた事前対策の実施、危機発生時の応急対策の実施、危機収拾時の事後対策の実施などについて、指針の考え方に基づき、危機別に細部計画又はマニュアル等を作成する。

なお、マニュアル等の記載事項の例は表3のとおりである。



表3 「マニュアル等の記載事項の例」

章立て	項目
1 総則	1 目的 2 基本方針(未然防止及び対応の基本的な考え方) 3 対象とする危機の概要 4 危機管理体制
2 事前対策	1 予防対策 2 訓練・研修の実施計画 3 市民への啓発 4 資機材の備蓄・管理
3 応急対策	1 情報の収集及び伝達体制 2 職員の動員計画(初動体制(連絡体制)の構築を含む。) 3 対処方針の作成・調整及び応急対策の実施 4 広報の実施 5 関係機関との連携
4 事後対策	1 復旧対策の内容 2 再発防止策の検討・調整・実施 3 対処の評価とマニュアルの見直し

